

上勝町スズメバチ等駆除用防護服貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ等の巣を駆除するために、町が所有する防護服を住民に貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 防護服の貸出しの対象者は、町内においてスズメバチ等が営巣している建物若しくは土地の所有者又は所有者から駆除に係る承諾を得た者とする。

(貸出期間)

第3条 防護服の貸出期間は原則3日間とする。ただし、他の利用者の予約状況に応じて、貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第4条 防護服の貸出料は無料とする。

(貸出申請)

第5条 防護服の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ使用申し込みを行い、使用日に「上勝町防護服貸出申請書(様式第1号)」を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは防護服を貸出すものとする。

(借受者の責務)

第6条 防護服の貸出しを受けた者は、その防護服を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は事業の用に供すること等をしてはならない。

2 貸出しを受けた者は、借受けた防護服を損傷及び紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りではない。

3 スズメバチの駆除の施行に関する一切の事項について、貸出しを受けた者の責任において行うものとする。

(使用報告書の提出)

第7条 防護服の貸出しを受けた者は、防護服を返却する際に「上勝町防護服使用報告書(様式第2号)」を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。